

令和5年度 障害者差別解消研修 (合理的配慮の提供・情報アクセシビリティ)

(令和5年10月30日 9:30～14:45頃) <オンライン開催>

目的	<p>○障害者差別解消法(改正法)は来年4月に施行され、事業者においては合理的配慮の提供が義務化となる。事業者における体制・環境整備や国・地方公共団体における相談対応等を行う必要があるところ、多面的な観点で、合理的配慮に関する理解を深める。</p> <p>○障害者を包摂したサステナブルビジネスの展開が求められる中、情報アクセシビリティの向上に係る知見を深める。</p>
受講対象者	<ul style="list-style-type: none">・経済産業省職員(特に業所管課室)・自治体職員・企業・業界団体等のサステナブルビジネスの施策担当者、障害者相談窓口担当者、CSR担当者など
研修内容	<p><午前の部 障害者差別解消法に係る合理的配慮の提供></p> <ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法の改正等について【内閣府】・経済産業省所管事業者向けの対応指針改正【経済産業省】・合理的配慮に係る事業者のベストプラクティス【日本ショッピングセンター協会】・障害者を含めた包摂的社会実現について【NPO法人DPI日本会議】・合理的配慮のケーススタディ【経済産業省】 <p><午後の部 情報アクセシビリティの確保></p> <ul style="list-style-type: none">・共生社会とアクセシブルデザインについて【共用品推進機構】・情報アクセシビリティに関する国内外の先進事例【野村総合研究所】・事業者における取組事例(SureTalkについて)【ソフトバンク株式会社】

●合理的配慮

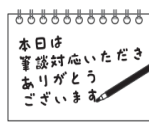
日常生活では、障害のない人には簡単に利用できたとしても、障害のある人には利用が難しい場面があります。このような場合に、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

！ 来年の合理的配慮の提供の義務化に備え
合理的配慮や建設的対話について学びましょう！

意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

(出典) 内閣府合理的配慮リーフレット

担当 経済産業政策局経済社会政策室 青柳・芳賀
(連絡先) 03-3501-0650

令和5年度経済産業省差別解消法に係る合理的配慮及び情報アクセシビリティの確保に関する研修
＜オンライン開催＞の募集について

令和5年9月19日
大臣官房秘書課
経済産業政策局経済社会政策室
経済産業研修所

標記研修の研修員募集を開始致します。

研修受講を希望される方は、申込期日までに以下URLの申込みフォームに必要事項を入力し送信してください。

研修名称	令和5年度経済産業省差別解消法に係る合理的配慮及び情報アクセシビリティの確保に関する研修		
申込フォームURL	https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kensyu/2023-27-01		
申込期日	令和5年10月16日(月) 12:00 まで ※ 応募された研修の受講決定は、実施要領の送付をもって受講決定通知とさせていただきます。		
研修期間	令和5年10月30日(月) 14:42 終了予定 【1日間】		
研修方法	Microsoftが提供する「Teams」を用いて、講義等のリアルタイム配信を受講するオンライン研修によって実施		
研修目的	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、今後、合理的配慮の提供が事業者の義務となることに加え、国や地方公共団体等においても相談対応等が求められます。こうした背景の中で、より一層の障害者政策への理解を深め、当省所管業界並びに国や地方公共団体等において障害者への合理的配慮の提供・環境整備等を行うことが重要となってきます。○ また、近年、SDGsを取り入れた経営や事業展開が世界的潮流となる中、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月に公布・施行されたことなどを背景に、事業者に対しては、情報へのアクセシビリティ向上に関する取り組みを一層加速させていくことが期待されております。○ 本研修を通じ、障害者政策や合理的配慮の提供等に関して理解を深めるとともに、企業におけるアクセシビリティ向上の重要性について理解を深めることを目的とします。		
研修内容(予定)	<p><午前の部 障害者差別解消法に係る合理的配慮の提供></p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害者差別解消法の改正等について【内閣府】・ 経済産業省所管事業者向けの対応指針改正【経済産業省】・ 合理的配慮に係る事業者のベストプラクティス【一般社団法人ショッピングセンター協会】・ 障害者を含めた包摂的社会実現について【NPO法人DPI日本会議】・ 合理的配慮のケーススタディ【経済産業省】 <p><午後の部 情報アクセシビリティの確保></p> <ul style="list-style-type: none">・ 共生社会とアクセシブルデザインについて【共用品推進機構】・ 国内外における情報アクセシビリティに関する取組【株式会社野村総合研究所】・ 事業者における情報アクセシビリティに資する取組【ソフトバンク株式会社】		
受講対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 経済産業省職員、独立行政法人、地方公共団体等の職員○ 業界団体及び企業のサステナビリティ担当者、CSR推進部門、障害者相談窓口対応等の職員 <p>1) 受講決定前に修了要件を満たすことが出来ないことが判明した場合、研修員の登録は出来ません。 2) 本研修の定員に達した場合は受講をお断りする場合があります。</p>		
募集人員	50名程度 (独立行政法人・地方公共団体・民間企業職員等を含む)		
担当局課室 担当/連絡先	経済産業政策局経済社会政策室	青柳 光葉、芳賀 涼太	03-3501-0650
申込フォームに 関する問合せ先	経済産業研修所企画課	油井 亜樹	042-393-2521

令和5年度経済産業省差別解消法に係る合理的配慮及び情報アクセシビリティの確保に関する研修<オンライン開催>

カリキュラム表(予定)

10 / 30 (月) 午前	9:30~9:33	9:33 ~ 9:48	9:48 ~ 10:06	10:06 ~ 10:26	10:26 ~ 11:06	11:06 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00
	オリエンテーション	障害者差別解消法の改正等について 内閣府 政策評価官(政策調整担当) 付 参事官補 佐 田中 恵美	経済産業省所管事業分野における 対応指針改正について 経済産業省 経済社会政策室	合理的配慮に関する事業者の取組例 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 参与 村上 哲也	障害者を含めた包摂社会実現について 認定NPO法人 DPI日本会議 副議長 尾上 浩二	合理的配慮に関するケーススタディ 経済産業省 経済社会政策室	昼休憩
10 / 30 (月) 午後	13:00~ 13:03	13:03 ~ 13:48	13:48 ~ 14:21	14:21 ~ 14:39	14:39 ~ 14:42		
	情報アクセシビリティに関する導入 経済産業省 経済社会政策 室	共生社会とアクセシブルデザイン 公益財団法人 共用品推進機構 事務局長・専務理事 星川 安之	情報アクセシビリティに関する 国内外の先進事例 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービス コンサルティング部 チーフコンサルタント 高田 篤史	事業者における取組事例 (SureTalkについて) ソフトバンク株式会社 プロダクト技術本部 事業推進統括部 事業推進1部 SureTalk 課 担当課長 田中 敬之	修了式		